

# 全国省エネ防犯フィルム協会 規約

(名称)

第1条 この団体は、全国省エネ防犯フィルム協会(以下「本会」という。)と称する。

(所在)

第2条 本会は、会長が所在を定め事務所を統括する。

設立時所在： 三重県鈴鹿市南玉垣町 7114 番地

(目的)

第3条 本会は、ウインドウフィルムの振興、及び次代への継承のために、会員相互の連繋や技術交流、後継者の育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国家試験等、講習会の開催
- (2) 海外・国内研修の開催
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会は、本会の目的に賛同した会員を以って組織する。

(会員)

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員—役員2名以上の推薦を受け、役員会で承認を受けた者。
- (2) 賛助会員—本会の主旨に賛同する個人及び団体とする。

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置き、会を運営する。

- (1) 会長—一会を統括し代表する。(1名)(代表理事と称する)
- (2) 副会長—会長を補佐し、会長不在の場合は代行する。(1名)(理事と称する)
- (3) 幹事—会長の諮問に応じ、必要事項について助言する。(1名)(理事と称する)
- (4) 監事—必要により本会の監査を行う。(1名)

役員は本会の総会で互選し、任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(顧問および相談役)

第8条 本会には、顧問及び相談役を若干名おくことができる。

- (1) 顧問及び相談役は役員会でこれを推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (2) 顧問及び相談役は本会の運営につき役員会及び会長に助言する。

(会議)

第9条 本会は事業並びに運営上の重要事項、会計決算報告を議決するため、毎年2月第2日曜日に定期総会を開く。

第10条 会長は必要により、臨時総会を招集する。

第11条 会長は必要により、役員会を招集する。

(会費)

第12条 本会の運営に必要とする会費(年会費)及び入会金を、次のとおり徴収する。又、必要により臨時会費を総会の議決により徴収する。尚、脱会時に於いては、年会費、入会金の返却はしない。

正会員一年会費 12,000円 入会金30,000円

第13条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(罰則)

第14条 会員が本会の運営を阻害し、又は本会の体面を著しく毀損し品位にもとる行動があった時は、総会の過半数をもって除名する。

(付則)

第15条 本会は、平成26年 2月 11日より施行する。